

令和8年1月30日

## 横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問及び回答

横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】申請書類「090_障害者雇用計算表（様式8-2）」について 【ページ】	
質問1	労働基準監督署への障害者雇用状況報告書（写）の添付で代用しても構わないか？
回答1	<p>横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項 P20(4)及び申請書類「080_指定管理加点配点資料（様式8）」1（1）【添付資料】に記載のとおり、障害者雇用計算表（様式8-2）については障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者が加点を希望する場合に、申請書類「080_指定管理加点配点資料（様式8）」に添付する書類です。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある場合は、申請書類「080_指定管理加点配点資料（様式8）」に障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し（申請日の直近の6月1日現在の職業安定所の受付印が確認できるもの※）を添付してください。</p> <p>※電子申請で提出した場合は、受領がわかる画面データ</p>

【資料名】申請書類「030_役員等氏名一覧表（様式3）」について 【ページ】	
質問2	様式3役員等の記載対象者は、法人理事・監事で良いか？
回答2	理事、監事及び評議員をご記載ください。

<p>【資料名】申請書類作成及び提出方法</p> <p>【ページ】2 紙媒体で提出する際の留意点 (1) 提出部数について</p>	
質問 3	<p>原本（1部）、原本写し（6部）合計7部となっていますが、 その下＜内訳＞の合計は6部（①ファイル綴り5部、②クリップ留め1部） と記載されており合計の部数に差があります。 ＜内訳＞は「写し」の提出方法でしょうか。原本および写しをどのように 提出すればよいですか。</p>
回答 3	<p>記載の＜内訳＞は「原本写し 6部」についてです。</p> <p>ア 原本 1部…ファイル綴り、表紙及びインデックス イ 原本写し 5部…ファイル綴り、表紙及びインデックス ウ 原本写し 1部…ホチキス等で留めず、表紙を付けてクリップ留めで インデックス不要 合計 7部</p>

<p>【資料名】提案書類「010_事業計画書（様式ア）」</p> <p>【ページ】7 自主事業（指定管理事業以外）の実施について</p>	
質問 4	<p>区社会福祉協議会が実施する指定管理事業以外に、横浜市や横浜市社会福祉協議会などからの委託事業（移動情報センター・あんしんセンター・生活支援体制整備事業・生活福祉資金貸付事業など）があるが、これは自主事業には当たらないという認識でよろしいか。 自主事業として掲載する事業が無い場合、項目は空欄で良いか？</p>
回答 4	<p>御質問のあった事業については、福祉保健活動拠点として受託されている 事業ではないため、自主事業には当たりません。 自主事業として掲載する事業が無い場合は、空欄で構いません。</p>

担 当：西区福祉保健課 島田、桑原  
電 話：320-8437  
メ ー ル：[ni-kcp@city.yokohama.lg.jp](mailto:ni-kcp@city.yokohama.lg.jp)